

## 土壌アーカイブデータベースシステム利用規程

制定 令和2年12月15日

### (目的)

第1条 この規程は、土壌アーカイブデータベースシステム（以下、「データベースシステム」という。）の公開および利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (規程の遵守等)

第2条 データベースシステムを利用する者（以下、「利用者」という。）は、この規程を承認し、および遵守するものとする。

### (データベースシステムの構成)

第3条 データベースシステムの構成は、下記のとおり。

- ・第1次調査時の採取試料のデータを取りまとめた集積データおよび、第1次調査以降の集積データを地図上で閲覧・検索することができるデータベースソフトウェア「土壌放射能評価データベースシステム (Assessment Database System for Radioactivity in Soil : 以下、『ARASO』と表記。)」

### (公開方法)

第4条 データベースシステムの公開は下記の方法による。

#### 【第1次調査時の集積データ】

- ・国立大学法人福島大学環境放射能研究所（以下、「IER」という。）のホームページ上
- ・放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点のホームページ上

#### 【第1次調査以降の集積データ：「土壌放射能評価データベースシステム (ARASO)」】

- ・IER内の端末PCにて公開

### (利用条件・資格)

第5条 データベースシステムの利用条件・資格は下記のとおりとする。利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営利目的のために利用しないこと。
- 二 著作権法、その他の関係法令を遵守すること。
- 三 「土壌放射能評価データベースシステム (ARASO)」を利用する場合は、別途福島大学環境放射能研究所 アーカイブ試料利用検討委員会事務局（以下、「事務局」という。）へ「土壌アーカイブデータベースシステム利用申請書」（様式2）の提出により申請を

行い、承諾を得ること。

四 利用者は年度毎に利用に関する報告を行うこと。

五 データベースシステムのデータを利用した研究成果を発表する場合は、発表の中にデータベースシステムを利用した旨を明記し、事務局宛に PDF またはコピーを 1 部送付すること。

**【送付先】**

〒960-1296 福島県福島市金谷川 1 番地

福島大学環境放射能研究所 アーカイブ試料利用検討委員会 事務局

Mail: ier-ssa@ier.fukushima-u.ac.jp

(利用料金)

第 6 条 データベースシステムの利用は無償とする。

(不正利用の防止)

第 7 条 データベースシステムの利用に関し、不正・違法な行為が行われた場合、または行われようとした場合、アーカイブ試料利用検討委員会はその利用者に対し、利用の中止を含む必要な対処を求める。

(第三者への貸与の禁止)

第 8 条 第 5 条第三号に掲げる利用者は、データベースシステムの利用に際し得たデータの第三者への貸与をしてはならない。また、申請書に記載の目的以外の利用については原則認めない。

(損害賠償)

第 9 条 IER は、データベースシステムの利用により利用者が IER に損害を与えた場合には、現状の回復の措置及び損害の賠償を請求することができる。

2 データベースシステムの利用により利用者が発生した損害及び利用者が第三者に与えた損害については、利用者は自己の責任と費用をもってこれを解決し、IER はいかなる責めをも負わないものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、データベースシステムの取り扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 本規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。